

証券コード 5988
平成29年6月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
株式会社パイオラックス
代表取締役社長 島 津 幸 彦

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町179番地
当社横浜テクニカルセンター 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第101期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

・当社は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.piolax.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結注記表

- ・計算書類の個別注記表

・監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.piolax.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府・日銀による経済政策や金融緩和等により個人消費、雇用情勢が底堅く推移し、景気は全体として緩やかな回復基調にあるものの、新興国経済の減速懸念やEU離脱問題、米国の新政権の移行などによる株式市場、為替相場の不安定な動き等を背景に、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、海外では米国を中心に好調を持続しており、また国内でも軽自動車増税の影響を好調な輸出でカバーしたこと等により、国内生産台数は9,360千台と前年同期比1.9%の増加となりました。

このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、北米や新興国を中心とした拡販活動を継続的に推進いたしました。主に為替円高影響により売上高は64,275百万円と前期比66百万円(0.1%)の減収となりました。

一方利益面におきましては、円高の影響を打ち返すべく、より一層の合理化等を推進いたしました結果、営業利益は10,384百万円と前期比1,232百万円(13.5%)の増益、経常利益は11,429百万円と前期比1,365百万円

(13.6%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は8,003百万円と前期比978百万円(13.9%)の増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(自動車関連等)

米国をはじめ新興国市場等にグローバル拡販を積極的に推進いたしました。主に為替円高影響により、売上高は60,440百万円と前期比63百万円(0.1%)の減収となりました。一方利益面においては、収益改善活動をグループ一丸となって推進いたしました結果、営業利益は11,125百万円と前期比1,369百万円(14.0%)の増益となりました。

(医療機器)

拡販を積極的に推進いたしました。売上高は3,834百万円と前期比3百万円(0.1%)の減収となりました。一方利益面においては、昨年建設した新工場の固定費、償却費が増加したこと等により、営業利益は21百万円と前期比77百万円(78.7%)の減益となりました。

② 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は、4,503百万円で、その内容は生産設備2,008百万円、金型1,055百万円の投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達の確保の観点から、平成28年8月31日に複数の金融機関との間で1,000百万円のコミットメントラインの設定をしております。

④ 吸収合併による権利義務の承継の状況

当社は、平成28年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ピーエスティーの吸収合併を行い、同社が営んでおりました金属プレス事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

(2) 直前の3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

項目	第98期 平成25年度	第99期 平成26年度	第100期 平成27年度	第101期 (当期) 平成28年度
売上高(百万円)	54,712	59,507	64,341	64,275
経常利益(百万円)	8,441	9,209	10,063	11,429
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,722	6,300	7,025	8,003
1株当たり当期純利益(円)	153.35	170.44	196.15	223.48
総資産(百万円)	75,865	82,794	86,544	92,668
純資産(百万円)	62,737	69,877	73,933	79,424

(注) 当社は、平成29年4月1日付で株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。そのため第98期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)パイオラックス エイチエフエス	40百万円	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス メディカル デバイス	490百万円	100.0%	医療製品の製造・販売
パイオラックス コーポレーション	1,210万米ドル	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス リミテッド	1,000万 英ポンド	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス (タイランド) リミテッド	75,000万 タイバーツ	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
東莞百樂仕汽車精密 配件有限公司	3,310万米ドル	96.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス 株式会社	22,500百万 韓ウォン	67.9%	工業用樹脂ファスナーの製造販売
(株)パイオラックス九州	180百万円	100.0%	工業用ファスナー及び工業用プラスチック製品等の製造、販売及び請負
パイオラックス メキシカーナ	11,844万 メキシコペソ	100.0% (35.6)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造
武漢百樂仕汽車精密 配件有限公司	1,500万米ドル	100.0% (13.3)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱佐賀鉄工所	310百万円	20.0%	自動車及び機械工業向けを主とする六角ボルト、特殊ボルトの製造・販売

当社は、自動車用ボルトの大手メーカーである㈱佐賀鉄工所とグローバルな協力関係を構築することを目指して、資本関係を含む包括的な業務提携契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業である自動車関連事業は、①成長著しい新興国市場の攻略、②小型車・超低価格車部品の拡販、③縮小する国内自動車市場への対応、④環境対策車用部品の開発、といった課題に対する取り組みを速やかに推進する必要があります。

当社グループといたしましては、メーカーの原点である「良い製品を安く造る」ことに経営資源を集中するため、受注変動に応じて生産体制を柔軟に見直すほか、コスト削減の徹底により収益基盤の強化に取り組んでまいります。

① お客様サービスの向上

自動車メーカーのグローバル展開が進み、部品会社間の競争が国内外を問わず激化している環境の中で、当社グループがサプライヤーとして生き残っていくためには、お客様に満足いただけるトップクラスの品質、価格、納期及び新製品をも含めた開発力の向上が不可欠と認識しております。

品質面では、既に認証取得を完了しているT S 16949:2009の認証基準に沿った保証体制の継続的な整備拡充に努力してまいります。

また、価格面では、開発から製造までの一貫した合理化を進めるとともに、VA（バリュー アナリシス）・VE（バリュー エンジニアリング）等の技術提案を積極的に推進することで、競争力確保を図る所存です。

環境対応については、I S O 14001:2004の認証を取得し自動車メーカーの要請に応える体制を築き上げておりますが、今後とも定期的に見直しを行い一層のレベルアップを図っていく所存です。

② 製品群別戦略の強化

当社グループの製品が置かれている市場の変化に迅速に対応し、事業分野ごとに開発・製造・販売・品質保証に至るまで一体的な運営を推進するために、S B U（戦略的ビジネスユニット）制を導入しております。

単品の精密ばね、工業用ファスナーから樹脂・金属を組み合わせたユニット部品へのシフトを進めながら、より付加価値の高い製品の比重をグローバルに高めていく所存です。

また、自動車の内燃構造が、化石燃料から、環境に優しいE VやH E Vへとシフトする動きにも着実に追従する所存です。

③ グローバル体制の拡充

自動車メーカーからの部品供給要請は、国境・系列を越えて今後も高度化・加速化するものと思われます。

当社グループとしては、既に拠点を持つアセアン、中国、メキシコといった新興国市場でのビジネスを拡大、深化させながら、北米や欧州事業と併せて、海外売上高の拡大を図りつつ、海外拠点の収益基盤拡充につなげる所存です。

④ 医療機器事業の展開

子会社の株式会社パイオラックス メディカル デバイス（PMD）が手掛ける医療機器事業は、I VR（血管内治療）からスタートしましたが、消化器に使用する内視鏡治療、脳外科用の整形分野へと業容を拡大しております。これからも高齢化社会のニーズを捉え、大学病院等との共同研究によって、商品企画力・営業力の強化を図り、「人に優しい弾性材料」で作られた医療用具の開発・製造・販売を推進する所存です。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

コイルばね、薄板ばね、ワイヤーフォーム、金属及び合成樹脂ファスナー、ユニット機構部品、医療用具・医療用機械器具などの製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店	神奈川県横浜市
横 浜 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	神奈川県横浜市
真 岡 工 場	栃木県真岡市
富 士 工 場	静岡県富士市
湘 南 セ ン タ ー	神奈川県足柄上郡
西 日 本 セ ン タ ー	福岡県京都郡

主要な子会社の事業所（国内）

名 称	所 在 地
(株)パイオラックス エイチエフエス	神奈川県横浜市
(株)パイオラックス メディカル デバイス	神奈川県横浜市
(株) ピ ー エ ム テ イ ー	神奈川県横浜市
(株) ピ ー エ ヌ エ ス	神奈川県横浜市
(株) パ イ オ ラ ッ ク ス 九 州	神奈川県横浜市

主要な子会社の事業所（海外）

名 称	所 在 地
パイオラックス コーポレーション	米国ジョージア州キャントン
パイオラックス リミテッド	英国ランカシャー州アルサム
パイオラックス株式会社	韓国仁川広域市
パイオラックス（タイランド）リミテッド	タイ国ラヨーン県
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	中国広東省東莞市
ハ イオラックス インテ`ィア プ`ライベート リミテッド	インド国アンドラ・プラデシュ州スリシティー市
パイオラックス メキシカーナ	メキシコ国ヌエボレオン州アポダカ市
ヒ`ーティー ハ`イオラックス イント`ネシア	インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	中国湖北省武漢市

主要な関連会社

名 称	所 在 地
株 佐 賀 鉄 工 所	佐賀県佐賀市

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車関連等	2,866 (817) 名	70名増 (-)
医療機器	174 (16) 名	12名増 (-)
全社（共通）	37 (9) 名	1名増 (-)
合 計	3,077 (842) 名	83名増 (-)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
525 (289) 名	8名増 (7名増)	41.4歳	16.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 45,790,000株
- ② 発行済株式の総数 13,084,700株（自己株式743,394株を含む。）
- ③ 株主数 2,827名
- ④ 大株主（上位10名）

株主の氏名または名称	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社 佐賀鉄工所	2,015	16.33
ビービーエイチ フォー フィデリテイ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポート フォリオ)	889	7.21
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	591	4.79
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	565	4.58
加藤 千江子	382	3.10
加藤 一彦	335	2.71
ビービーエイチ フィデリテイ ピューリタン フィデリテイ シリーズ イントリンシツク オポチュニテイズ ファンド	308	2.49
パイオラックス取引先持株会	306	2.48
合同会社 はつき	220	1.78
有限会社 みふじ	216	1.75

(注) 1. 当社は自己株式を743,394株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当社は、平成29年2月8日開催の取締役会において、平成29年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行うことを決議し、当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は137,370,000株に、発行済株式総数は39,254,100株に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	加藤 一彦	
代表取締役社長	島津 幸彦	営業部門統括 武漢百樂仕汽車精密配件有限公司董事長 東莞百樂仕汽車精密配件有限公司董事長
常務取締役	永峯 道男	企画管理部門統括・購買部門統括・IT部門統括・ 関係会社統括
常務取締役	佐藤 精一	設計部門統括・生産物流部門統括・品質保証部門 統括・設計部長
取締役(監査等委員・常勤)	長村 由紀夫	監査等委員会委員長
取締役(監査等委員)	今西 浩之	公認会計士今西浩之事務所所長
取締役(監査等委員)	浅野 謙一	上野・浅野法律事務所代表

(注) 1. 取締役(監査等委員)今西浩之、浅野謙一の2氏は、社外取締役であります。

2. 取締役(監査等委員)長村由紀夫、今西浩之、浅野謙一の3氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

- ・取締役(監査等委員)長村由紀夫氏は、金融機関在籍時には欧州現法で投資銀行業務を経験し、平成16年12月から平成28年6月まで当社経営管理部長、参与を歴任しました。また、平成23年8月から平成28年6月まで子会社社長として経営にもたずさわり、経営管理全般及びIRに相当の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しております。
- ・取締役(監査等委員)浅野謙一氏は、弁護士資格を有しております。

3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能とすべく、長村由紀夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は、平成28年6月28日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木徹氏及び監査役宮島茂明、今西浩之、浅野謙一、久富勝則の4氏は任期満了により退任し、このうち、決議に基づき同日付で、今西浩之、浅野謙一の2氏が監査等委員である取締役に就任しております。

5. 取締役(監査等委員)今西浩之、浅野謙一の2氏につきましては、東京証券取引所に
対し、独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	5名	147百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	18 (6)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	4 (1)
合 計 （うち社外役員）	11 (4)	170 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第100回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、支給予定の役員賞与金が含まれております。
4. 無報酬の社外監査役1名が在籍しておりました。
5. 当社は、平成17年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役今西浩之、浅野謙一の2氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）今西浩之氏は、公認会計士今西浩之事務所所長及びイマニシ税理士法人社員、㈱朝日ネット社外監査役、㈱ソケット社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）浅野謙一氏は上野・浅野法律事務所代表及び内外テック㈱社外監査役、㈱芝浦電子社外監査役、保証協会債権回収㈱取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (平成28年6月28日 就任以降13回開催)		監査等委員会 (平成28年6月28日 就任以降5回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）今西浩之	13回	100%	5回	100%
取締役（監査等委員）浅野謙一	13	100	5	100

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面会議が2回ありました。

2. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、今西浩之氏及び浅野謙一氏は当社の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会6回のうち今西浩之氏は6回、浅野謙一氏は6回出席し、また、当該期間開催の監査役会2回のうち今西浩之氏は2回、浅野謙一氏は2回出席し、各々専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

今西浩之氏は公認会計士として、浅野謙一氏は弁護士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言をそれぞれ行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または会計監査人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、当社海外子会社における会計システム利用に係る助言業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について毎期検証します。会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合のほか、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質などにおいて適正でないと判断した場合には、会計監査人を解任または不再任とします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として当社代表取締役社長を委員長とし、当社監査等委員である取締役が参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を指名し、その事務局を経営管理部に置く。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制構築のための規程の整備、マニュアルの制定、情報システムの構築など実務的対応策を策定し、取締役会及び監査等委員会の承認を得て、当社及び当社グループの各業務部門に展開する。

またコンプライアンス委員会は、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営方針を遵守した業務運営を遂行するよう研修等により指導する。

当社及び当社グループは、役員及び「使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、経営管理部長、業務監査部長または監査等委員である取締役に通報する体制を設け、通報者を保護し、不利益な取り扱いをしない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス、製品の品質、技術情報、環境、災害などに係るリスク管理について、それぞれの対応部署において規程、マニュアルの制定、研修の実施、内部監査を実施する体制をとる。

また品質、環境については、ISO、QSなど国際認証審査機関による定期的な外部審査を受審する。

会社の財政状態及び経営成績など財務情報の適正性及びその開示の適時性の確保については、経営管理部が法令及び内部規程に基づいて管理する。これらリスク管理体制の信頼性とトレーサビリティを担保するため、統合されたコンピューターシステム（ERP）を構築する。

全社の内部監査を担当する業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性を監査し、社長に報告する。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例取締役会を月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。
また執行役員制度を採用するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を代表取締役社長及び役付取締役に委任し、会社の意思決定の迅速化を図る。経営の適切な判断を導くための会議体として経営会議を取締役及び執行役員が出席して月1回開催し、取締役会における経営方針に基づき、具体的な業務執行のために必要な意思決定を行う。併せて、取締役会と経営会議との経営情報の共有化を図り、業務運営の方針徹底と経営上のリスクに対する感応度を高める体制を構築する。
当社は、中期経営計画を立案すると同時に、各年度ごとに年度方針及び予算を策定する。各事業分野を担当するSBU（戦略的ビジネスユニット）は、これを受けてSBU予算と行動計画を作成し、これに基づく業績管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社及び当社グループは、法令ならびに社内規程に基づき文書等（電磁的記録を含む。）の保存及び管理を行う。
取締役は、これら文書等をいつでも閲覧することができる。
- ⑤ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループのコンプライアンスの理念の統一を図り、グループ全体のコンプライアンスを統括する。
当社は、子会社及び重要な関連会社に対し、当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督する。
子会社及び関連会社の経営については、定期的に書面により、ないし当社取締役会において業績報告を受けるとともに、重要な経営事項の決定に関しては社内規程に基づき、原則として当社の事前承認を取得する。
業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、社内規程に基づき、子会社の監査を行う。
- ⑥ 反社会的勢力を排除するための体制
当社及び当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。関係部署は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、研修等により社内への周知徹底を図る。

- ⑦ 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当該人員が監査等委員会または監査等委員である取締役の命令する補助職務を行うに当たり、一切の制約をしてはならない。
当該人員を人事異動ないし制裁するときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、また人事評価について、監査等委員である取締役は意見を述べることができる。
- ⑧ 監査等委員会への報告体制ならびにその他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。
当社及び当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。
また監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることとする。
監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ⑨ 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社及び当社グループは、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社及び当社グループに対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
監査等委員である取締役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。
- (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しております。
またコンプライアンス委員会を適宜開催し、全社的なコンプライアンス体制の向上を図るとともに取締役会の報告を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、提案に応じるか否かの判断については、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、これらを一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように、当社株式の大規模買付を行う者が、当社の経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える利害関係者(ステークホルダー)との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる意向を有する者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで当社は、このような大規模買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守る必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様が当社の株式に中長期的に投資していただくため、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させる目的で、「経営の基本方針」、「中長期的な経営戦略」及び「コーポレート・ガバナンスの取組み」の施策を実行しております。当社は、これらの施策を通して企業価値及び株主共同の利益を向上させ、ひいては当社の株式の価値に適正に反映されていくことが株主からの負託に応える経営の基本課題であると認識しております。

当社における会社の支配に関する基本方針は、上記の目的を達成するために、短期的利益だけを求めるような濫用的買収等の対象とされにくい株式会社を構築することを目指すものであります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、買収防衛策の非更新（廃止）後も、大規模取得行為を行おうとする者に対しては、大規模取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切かつ断固たる措置を講じてまいります。

- ④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②で記載した各取組みは、①に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(8) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先など様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係において、法令及び倫理を遵守し透明性を確保した企業経営の基本的枠組みのあり方と理解しております。

- ① 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主にも十分に配慮し、全ての株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、これと密接な関係にある社会的価値の総和として捉え、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など、各ステークホルダーに対するビジョンに基づいて適切な協働を実践していきます。また、当社の役職員は、コンプライアンスを最優先の課題と受け止め、全てのステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに、各ステークホルダーと協働する企業風土の実現に向けて、リーダーシップを発揮していきます。

- ③ 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

④ 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしていきます。

- イ. 長期ビジョンや中期経営計画など、重要な企業戦略を定め、その実行を推進します。
- ロ. 内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

⑤ 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役をはじめとした経営陣幹部による様々なインベスター・リレーションズ活動、シェアホルダー・リレーションズ活動により、株主との間で建設的な目的を持った対話を推進していきます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,664	流 動 負 債	9,702
現金及び預金	25,474	買掛金	3,434
受取手形及び売掛金	14,172	短期借入金	423
電子記録債権	1,610	リース債務	14
商品及び製品	4,119	未払法人税等	1,269
仕掛品	1,359	賞与引当金	844
原材料及び貯蔵品	1,701	役員賞与引当金	5
繰延税金資産	637	環境対策引当金	2
その他	1,602	その他	3,709
貸倒引当金	△13	固 定 負 債	3,541
固 定 資 産	42,003	リース債務	41
有 形 固 定 資 産	24,552	繰延税金負債	2,766
建物及び構築物	8,212	退職給付に係る負債	149
機械装置及び運搬具	7,864	資産除去債務	18
工具器具備品	2,272	その他	565
土地	5,143	負 債 合 計	13,244
リース資産	38	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,020	株 主 資 本	76,003
無 形 固 定 資 産	963	資本金	2,960
のれん	2	資本剰余金	2,697
その他	961	利益剰余金	73,182
投資その他の資産	16,488	自己株式	△2,838
投資有価証券	14,967	その他の包括利益累計額	2,177
繰延税金資産	43	その他有価証券評価差額金	1,701
その他	1,478	為替換算調整勘定	839
貸倒引当金	△0	退職給付に係る調整累計額	△363
資 産 合 計	92,668	非支配株主持分	1,243
		純 資 産 合 計	79,424
		負 債 純 資 産 合 計	92,668

連結損益計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		64,275
売上原価		44,214
売上総利益		20,060
販売費及び一般管理費		9,676
営業利益		10,384
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	65	
持分法による投資利益	770	
その他	220	1,125
営業外費用		
支払利息	21	
その他	58	80
経常利益		11,429
特別利益		
投資有価証券売却益	25	25
特別損失		
減損損失	114	114
税金等調整前当期純利益		11,340
法人税、住民税及び事業税	2,941	
法人税等調整額	294	3,235
当期純利益		8,105
非支配株主に帰属する当期純利益		101
親会社株主に帰属する当期純利益		8,003

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日 残高	2,960	2,697	66,193	△2,837	69,014
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,014		△1,014
親会社株主に帰属する当期純利益			8,003		8,003
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	6,989	△0	6,988
平成29年3月31日 残高	2,960	2,697	73,182	△2,838	76,003

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
平成28年4月1日 残高	1,615	2,465	△408	3,672	1,246	73,933
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,014
親会社株主に帰属する当期純利益						8,003
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	86	△1,625	44	△1,494	△2	△1,497
連結会計年度中の変動額合計	86	△1,625	44	△1,494	△2	5,491
平成29年3月31日 残高	1,701	839	△363	2,177	1,243	79,424

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,350	流動負債	8,416
現金及び預金	12,529	買掛金	1,867
受取手形	267	未払金	812
電子記録債権	1,386	未払費用	497
売掛金	7,026	未払法人税等	766
製品	1,140	前受金	0
仕掛品	578	預り金	3,869
原材料及び貯蔵品	276	前受収益	7
前払費用	104	賞与引当金	590
繰延税金資産	312	役員賞与引当金	3
未収入金	2,272	環境対策引当金	2
その他の貸倒引当金	456	固定負債	1,481
	△0	繰延税金負債	877
固定資産	34,828	資産除去債務	2
有形固定資産	8,133	長期未払金	409
建物	1,622	その他の	192
構築物	141	負債合計	9,897
機械及び装置	1,394	純資産の部	
車両運搬具	7	株主資本	49,928
工具器具備品	508	資本金	2,960
土地	4,315	資本剰余金	2,696
建設仮勘定	143	資本準備金	2,571
無形固定資産	565	その他資本剰余金	124
借地権	44	利益剰余金	46,811
商標	0	利益準備金	512
ソフトウェア	179	その他利益剰余金	46,299
その他の	341	配当平均積立金	700
投資その他の資産	26,130	圧縮記帳積立金	852
投資有価証券	2,398	別途積立金	36,685
関係会社株	16,811	繰越利益剰余金	8,061
出資金	0	自己株式	△2,540
関係会社出資金	4,318	評価・換算差額等	1,353
従業員長期貸付金	4	その他有価証券評価差額金	1,353
関係会社長期貸付金	2,785	純資産合計	51,281
長期前払費用	24	負債純資産合計	61,179
その他の	643		
貸倒引当金	△280		
投資損失引当金	△575		
資産合計	61,179		

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		32,510
売 上 原 価		24,708
売 上 総 利 益		7,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,051
営 業 利 益		3,750
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,605	
そ の 他	833	2,439
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
そ の 他	278	292
経 常 利 益		5,896
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	45	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	278	349
特 別 損 失		
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	41	41
税 引 前 当 期 純 利 益		6,205
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,442	
法 人 税 等 調 整 額	△27	1,415
当 期 純 利 益		4,790

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
	配当平均 積立金	圧縮記帳 積立金	別 積立金	繰越利益 剰余金						
平成28年4月1日 残高	2,960	2,571	124	512	700	852	33,485	7,520	△2,540	46,187
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△1,049		△1,049
当期純利益								4,790		4,790
自己株式の取得									△0	△0
別途積立金の積立							3,200	△3,200		-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,200	541	△0	3,740
平成29年3月31日 残高	2,960	2,571	124	512	700	852	36,685	8,061	△2,540	49,928

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日 残高	1,362	1,362	47,550
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,049
当期純利益			4,790
自己株式の取得			△0
別途積立金の積立			-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△9	△9	△9
事業年度中の変動額合計	△9	△9	3,731
平成29年3月31日 残高	1,353	1,353	51,281

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社 パイオラックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 志 村 さやか ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイオラックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社 パイオラックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊東 朋 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイオラックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社パイオラックス 監査等委員会

常勤監査等委員 長村 由紀夫 ⑩

監査等委員 今西 浩之 ⑩

監査等委員 浅野 謙一 ⑩

(注) 監査等委員今西浩之及び浅野謙一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元の充実と経営基盤強化のための内部留保の充実策をバランスよく行うことを基本方針といたしております。当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は740,478,360円となります。
これにより、中間配当金（1株につき40円00銭）と合わせまして年間配当金は1株につき100円00銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 3,800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 3,800,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
	かとうかずひこ 加藤 一彦 (昭和15年4月12日生)	昭和41年10月 当社入社 昭和43年11月 当社取締役資材部長 昭和52年6月 当社常務取締役 昭和59年6月 当社取締役社長 平成22年4月 当社取締役会長（現任）	335,000株
1	<p>候補者とした理由等</p> <p>昭和59年6月から平成22年3月に至るまで、当社代表取締役社長を務め、この期間を通して当社の発展をリードし、当社の企業文化の形成の要として会社に貢献してきました。平成22年4月当社代表取締役会長就任後は、平成23年1月から平成28年6月まで、医療製品専門子会社の取締役会長を歴任するなど、事業戦略の展開という面から、広く当社グループを指導しております。</p> <p>このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 の 式 数
2	し ま づ け ひ こ 島 津 幸 彦 (昭和32年9月10日生)	昭和56年3月 当社入社 平成11年7月 当社海外営業部長 平成13年8月 パイオラックス コーポレーショ ン取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役兼海外営業部長 平成22年4月 当社取締役社長（現任） [担当] 営業部門統括 [重要な兼職の状況] 武漢百楽仕汽車精密配件有限公司董事長 東莞百楽仕汽車精密配件有限公司董事長	15,700株
候補者とした理由等 平成22年4月から現在に至るまで、当社代表取締役社長を務め、「ONE PIOLAX」を合言葉に国内外における当社グループの発展をリードしてきました。また平成13年8月から平成18年5月まで、米国において子会社社長に就任し、現在も中国における2つの子会社の董事長（会長）を兼任するなど、当社のグローバル化に貢献しております。このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式 の数
3	なが みね みち お 永 峯 道 男 (昭和32年3月15日生)	昭和54年4月 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行 平成15年6月 日本政策投資銀行情報企画部長 平成19年6月 当社参与 平成19年7月 当社参与ERP推進部長 平成20年4月 当社参与購買部長 平成20年6月 当社取締役購買部長 平成24年6月 当社取締役HR室長 平成25年4月 当社常務取締役HR室長 平成27年4月 当社常務取締役（現任） [担当] 企画管理部門統括・購買部門統括・IT部門統括・ 関係会社統括	—
候補者とした理由等 平成25年4月から現在に至るまで当社常務取締役を務め、企画管理部門、購買部門、IT部門、関係会社の統括責任者として当社の発展に貢献しております。また平成19年6月の当社入社の前職は日本政策投資銀行の経営幹部に就任するなど、IT・財務部門に精通し相当の知見を有しております。 このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数 の
4	さ とう せい いち 佐 藤 精 一 (昭和30年5月31日生)	昭和53年3月 当社入社 平成14年10月 (株)パイオラックスオーシーシステムズ取締役社長 平成16年4月 当社執行役員・(株)パイオラックスオーシーシステムズ取締役社長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員・設計部長 平成26年6月 当社常務取締役・設計部長 (現任) [担当] 設計部門統括・生産物流部門統括・品質保証部門統括	8,500株
候補者とした理由等 平成26年6月から現在に至るまで当社常務取締役を務め、設計部門、生産物流部門、品質保証部門の統括責任者として当社の発展に貢献しております。また平成14年10月から平成17年9月まで当社子会社社長に就任していた経験を有しており、設計、生産のみならず財務にも知見を有しております。 このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社株式の数は平成29年3月31日現在のものです。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案について同じです。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されていますが、本議案は、新たに取締役に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度の導入により、取締役の報酬は「基本報酬」「賞与」及び「株式報酬」となり、当社として本制度の導入は相当であるものと考えております。

具体的には、平成28年6月28日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額250百万円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成36年3月末で終了する事業年度までの7年間（以下、「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨を確認しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交

付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記の（ご参考）をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は7年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金560百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注： 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した本信託の期間1年につき金80百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役役に対し、信託期間中の毎年5月末に、直前に終了する事業年度における役位に応じて算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり60,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4) 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

(ご参考)

(平成29年5月11日付「当社取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」抜粋)

当社取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成29年6月28日開催予定の第101回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

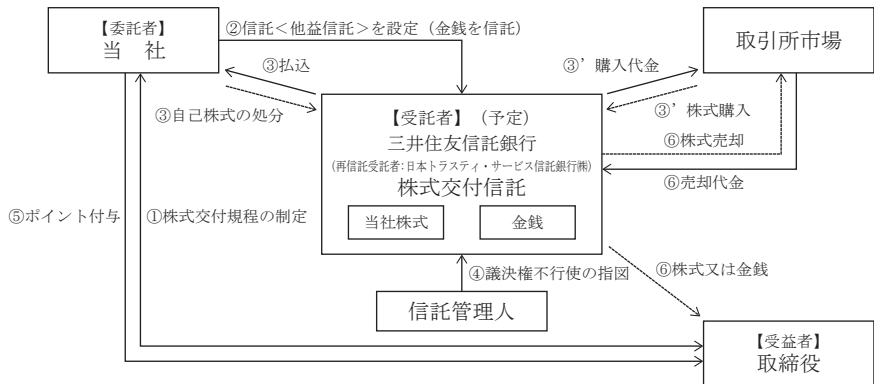
本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（但し、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記（7）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 信託期間

信託期間は、平成29年8月（予定）から平成36年8月（予定）までの約7年間とします。但し、後記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初の信託期間は7年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金560,000,000円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した本信託の期間1年につき金80,000,000円を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の毎年5月末に、株式交付規程に定める基準により算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり60,000ポイントを上限とします。

(7) 各取締役に対する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

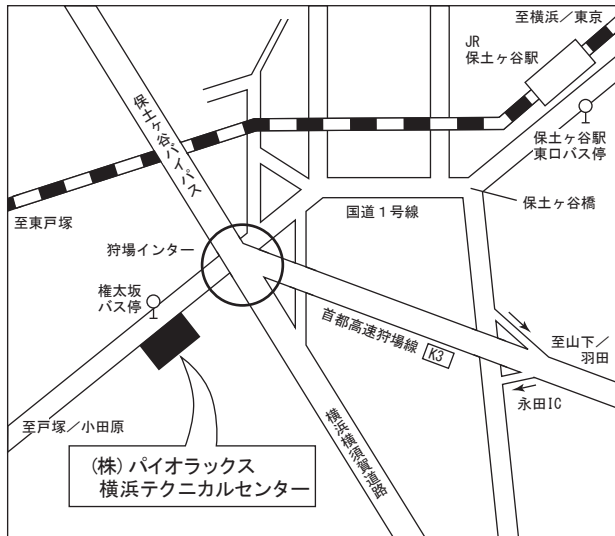
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成29年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成29年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成29年8月（予定）～平成36年8月（予定）

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町179番地

当社横浜テクニカルセンター 4階ホール

電話 045-710-1551(代)

交 通 JR横須賀線保土ヶ谷駅下車 東口駅前バス停1番乗場にて乗車 約15分
権太坂下車 (この乗場より発車するバスはすべて権太坂に停車いたします。)

(お願い) おそれいりますが駐車場には限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。